社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく

平成27年10月から住民票を有する全ての方に一人一つの個人番号（マイナンバー）が通知され、28年１月から社会保障・税・災害対策の分野でマイナンバーの活用が始まります。

マイナンバーキャラクターのマイナちゃんとトコろんが制度の概要をお知らせします。

問ＩＴ推進課☎２９９８－９０３６
FAX２９９８－９１５３

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

①マイナンバーって？

２７年１０月から、住民票を有する全ての方に通知される、一人一人異なる１２桁の番号をマイナンバーといいます。

②マイナンバーが導入されると？

マイナンバーを活用することで、各行政機関が保有する個人情報が同じ人の情報であると確認できるようになります。これにより、必要な個人情報を行政機関の間で照会・提供することが可能となり、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政事務が効率化されます。

◆行政の効率化
マイナンバーを使って行政機関や地方公共団体などの間で情報を照会・提供することにより、これまでよりも手続きに要する時間が短縮でき、行政事務が効率化されます。

◆国民の利便性の向上
申請時に必要な添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

◆公平・公正な社会の実現
行政機関が所得や行政サービスの受給状況を把握できるようになるため、必要な方にきめ細やかな行政サービスを行うことができます。

③マイナンバーが必要なときは？

２８年１月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きにマイナンバーの記載が必要になります。

社会保障
- 年金
- 医療
- 労働
- 福祉

▶年金の資格取得や確認、給付
▶雇用保険の資格取得や確認、給付
▶医療保険の給付請求
▶福祉分野の給付、生活保護

税
▶税務署に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
▶税務署の内部事務
▶都道府県・市区町村に提出する申告書、給与支払い報告書などに記載

災害対策
▶被災者生活再建支援金の給付
▶被災者台帳の作成事務

他にも社会保障や税の手続きでは、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこともあり、勤務先や証券会社、保険会社などからマイナンバーの提出を求められる場合があります。

④どんなときに使うの？

マイナンバーは、次のような場面で使います。

毎年６月の「児童手当の現況届」の際に市区町村にマイナンバーを提供します。

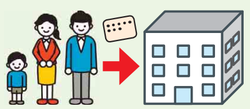

市区町村

「厚生年金の裁定請求」の際に年金事務所にマイナンバーを提供します。

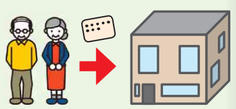

年金事務所

証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、「法定調書などに記載」します。

顧客のマイナンバーを法定調書などに記載して税務署などに提出します。

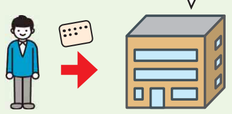

金融機関

勤務先にマイナンバーを提示し、「源泉徴収票などに記載」します。

従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票などに記載して税務署や市区町村に提出します。

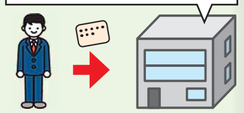

勤務先

⑤通知はいつ届くの？

２７年１０月以降、住民票記載の住所宛てに、マイナンバーをお知らせする『通知カード』が、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）から各世帯ごとに『順次』簡易書留で郵送されます。

通知カード

個人番号　1234　5678　9012
氏名　番号花子
住所　○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成○年□月△日生　性別　女　□□市長
発行　平成27年10月○日

◎通知カードは、身分証明書としては使えません。

▶外国人住民の方にも郵送されます。
▶送り先は原則住民票記載の住所です。現在の居住地と住民票の住所が異なる方は、居住地に住民票を異動してください。
▶東日本大震災の被災者、ＤＶ被害者など、住民票の住所で通知カードを受け取ることができない方は、申請することで、その場所に通知カードを郵送することが可能です。27年９月25日㈮（必着）までに、申請書を住民票のある市区町村に郵送してください。申請書は、市役所１階市民課、所沢駅・狭山ケ丘・小手指サービスコーナー、まちづくりセンターまたは市HP（「マイナンバー」で検索）で入手できます。

⑥通知が届いたけどどうすればいいの？

『通知カード』は、個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口などでマイナンバーの提供を求められた際に利用できます。

通知カードは、大切に保管してね！

⑦個人番号カードの交付を受けるには？

身分証明書としても使える『**個人番号カード**』の交付を希望する方は、通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函して申請が完了します。スマートフォンなどを利用した申請もできます。

個人番号カードの交付は、２８年１月以降、市役所１階市民ギャラリーで行います。初回の交付手数料は無料です。

⑧個人番号カードの使い道は？

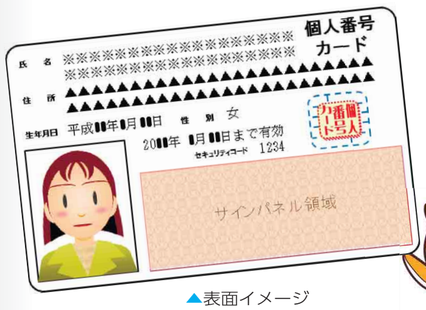

▲表面イメージ

▲裏面イメージ

◎有効期限は、20歳以上は10回目の誕生日まで、20歳未満は５回目の誕生日までです。

個人番号カードは氏名、住所、生年月日、性別が記載されているほか、顔写真があるので、身分証明書として使えます。ＩＣチップに搭載されている電子証明書を使うと「ｅ－Ｔａｘ」などの電子申告が行えます。

マイナンバーと本人の証明には個人番号カードがお勧めです。

⑨分からないことがあったら？

相談窓口またはコールセンターで聞いてください。

◆**相談窓口**
９月１日㈫～
市役所１階市民ホール
問市民課☎２９９８－９０８７
◆**所沢市コールセンター**
10月１日㈭～
☎０５７０－０４８－４８０

マイナンバー制度に関するお問い合わせはコールセンター（内閣官房）まで

日本語　☎０５７０－２０－０１７８
外国語　☎０５７０－２０－０２９１（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）
ＩＰ電話　☎０５０－３８１６－９４０５
開設日時　月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）午前９時30分～午後５時30分
◆**内閣官房の社会保障・税番号制度ホームページ**
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
◆**政府広報オンライン・マイナンバー特集ページ**
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html

マイナンバー制度をかたる不審な電話に注意
国や県、市から電話で個人番号を聞き出すことはありません。「おかしい」と思ったら、所沢警察署☎２９９６－０１１０へ連絡してください。